

電気通信事業会計規則及び第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部を改正する省令 概要

1 改正の理由

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第 28 号・企業会計基準委員会）及び「収益認識に関する会計基準（企業会計基準第 29 号・企業会計基準委員会）」の公表を受けた財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）及び会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）の改正等を踏まえ、電気通信事業会計規則（昭和 60 年郵政省令第 26 号。以下「事業会計規則」という。）及び第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成 23 年総務省令第 24 号。以下「二種接続会計規則」という。）について、所要の改正を行う。

2 改正の概要

改正事項及びその概要は以下のとおり。

（1）事業会計規則の改正

① 繰延税金資産及び繰延税金負債の表示の見直し

【改正を行う条項】

- ・事業会計規則別表第一、別表第一の二、別表第二様式第 1、別表第二の二様式第 1

【改正の内容】

繰延税金資産及び繰延税金負債は、すべて非流動区分に表示することとする。

② 収益認識に関する注記の追加

【改正を行う条項】

- ・事業会計規則別表第二様式第 4、別表第二の二様式第 4

【改正の内容】

個別注記表の記載事項として、収益認識に関する注記を新設する。

③ 電磁的方法による提出の改正

【改正を行う条項】

- ・事業会計規則第 17 条第 1 項

【改正の内容】

現在は、本条に基づく告示により、電磁的方法により提出を行う場合は、フロッピーディスクにより提出することが原則となっているところ、CD 等による提出も可能となるよう改正を行う。

（2）二種接続会計規則の改正

① 収益認識に関する注記の追加

【改正を行う条項】

- ・二種接続会計規則別表第一

【改正の内容】

個別注記表の記載事項として、収益認識に関する注記を新設する。

3 施行期日

公布の日から施行する。